処　分　基　準

平成15年９月10日作成

法　令　名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根拠条項：	第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第22条の２第１項
処分の概要：	最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：	山口県公安委員会
法令の定め：	
処分基準：	「最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないとき」とは、自動車運転代行業者が使用する車両（代行運転自動車を含む。）について通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反が行われたと認められるような場合であり、具体的には、 ・　自動車運転代行業者が、当該運転者に対して、当該自動車運転代行業者の業務に関して最高速度違反行為を誘発するような行為をしていた場合 ・　同一の車両について、最高速度違反が繰り返されたような場合 ・　自動車運転代行業者が使用する複数の車両（代行運転自動車を含む。）について最高速度違反が行われたような場合 などである。
問い合わせ先：	交通部交通指導課指導取締り第2係
備考：	